

## 保護者が同伴できない場合について

予防接種は、原則、保護者の同伴となります。

事情により保護者が同伴できない場合、日頃からお子さんの健康状態をよく知る親族が代理人として同伴することができますが、委任状が必要です。こちらをコピーしてご利用ください。

※委任状は、保護者をご記入ください。医師の診察および説明を受けた後に接種を受ける場合は、代理人（同伴者）が保護者自署欄にサインすることになります。

# 委任状

常総市予防接種

今回、子どもの予防接種を受けるにあたり、私（保護者）が事情により同伴することができないため、被接種者の健康状態を普段より熟知している親族に委任いたします。

私（保護者）と代理人は、予防接種についての説明書を読み、予防接種の効果や副作用などについて理解しました。代理人の同意をもって、私（保護者）の同意とする旨の委任状を提出いたします。

被接種者氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日

**代理人（同伴者）**

氏 名 \_\_\_\_\_

被接種者との関係\*： 祖父 ・ 祖母 ・ その他（ ）

住所 \_\_\_\_\_

**委任者（保護者）**

氏 名（自署） \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 \_\_\_\_\_

### ※代理人（同伴者）となれる方

被接種者の健康状態を普段からよく知っている祖父・祖母・おじ・おば、兄弟姉妹（ただし、20歳以上であること）となります。